

## 指定配合肥料に使用できる固結を防止する材料（ゼオライト）の追加について

### 1 改正の趣旨

- (1) 平成 25 年 12 月 5 日農林水産省告示第 2943 号（肥料取締法施行規則第一条第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件。以下「告示」という。）は、指定配合肥料に使用できる固結を防止する材料を定めています。
- (2) 現行制度では指定配合肥料に使用できる固結を防止する材料として、8 種類の材料を定めています。新たにゼオライトについて、指定配合肥料の材料として使用した場合、肥料の品質を低下させずに、固結を防止する効果があると認められたことから、新たに指定配合肥料に使用できる固結を防止する材料として、追加しました。

### 2 施行時期

平成 30 年 7 月 25 日施行